



平成21年4月20日

各位

会社名 株式会社リヒトラブ
代表者名 代表取締役社長 田中 経久
(コード番号 7975 大証・名証第二部)
問合せ先責任者 取締役経理部長 大内 高明
(TEL. 06-6946-2525)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月20日開催の取締役会において、平成21年5月28日開催予定の第61期定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第6条(発行可能株式総数および株券の発行)第2項を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数および株券の発行)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p><u>2 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、第6条第2項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 第10条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 第10条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>(削 除)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日
- (2) 定款変更の効力発生日

平成21年5月28日(木曜日)
平成21年5月28日(木曜日)

以 上